

# 尾張旭市国民健康保険 特定健康診査等実施計画

第3期

2018年度～2023年度  
(平成30年度～平成35年度)

平成30年3月

尾張旭市

## 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画の背景と目的.....	1
2 特定健康診査等実施計画の位置づけ.....	1
3 計画期間.....	1
4 計画の目標値（平成35年度）.....	1
第2章 尾張旭市の現状.....	2
1 人口.....	2
2 国民健康保険の現状.....	3
第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法.....	13
1 特定健康診査.....	13
2 特定保健指導の実施.....	17
3 周知・案内方法.....	23
4 各機関との連携.....	24
5 年間スケジュール.....	24
第4章 個人情報保護.....	25
1 データの受領・管理.....	25
2 データの保存体制.....	25
3 具体的な個人情報保護とデータの利活用の方法.....	25
第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知.....	26
1 公表・周知の方法.....	26
2 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発方法.....	26
第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し.....	27
1 評価.....	27
2 見直し.....	27
第7章 その他.....	28
1 他の健診等との連携.....	28
2 人材育成.....	28
3 特定健康診査等実施計画の改訂.....	28

### 【本計画書における元号の表記について】

本計画期間中に元号が改められることとなっておりますが、現時点では新元号が示されていないため、本計画書では「平成」表記を基本とし、西暦については適宜併記する形式としています。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の背景と目的

高齢化の急速な進展に伴い、疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加し、死亡原因でも生活習慣病が約6割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約3分の1となっています。

生活習慣病の中でも、特に、心疾患、脳血管疾患等の発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の有病者やその予備群が増加しており、また、その発症前の段階であるメタボリックシンドロームが強く疑われる者と予備群と考えられる者を合わせた割合は、男女とも40歳以上では高く、40～74歳において、男性では2人に1人、女性では5人に1人の割合に達しています。

このため、高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年4月から、医療保険者に対し、40～74歳の加入者を対象とする、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査(特定健康診査)及び保健指導(特定保健指導)の実施を義務づけられています。

このため、本市においても、特定健康診査及び特定保健指導の実施により、生活習慣病の予防・重症化予防を行い、加入者の生活の質(QOL)の維持及び医療費の増加を抑制することを目的とする「尾張旭市特定健康診査等実施計画」を策定します。

## 2 特定健康診査等実施計画の位置づけ

本計画は、「尾張旭市総合計画」、「尾張旭市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(第2期)」、「第2次健康あさひ21計画」との整合性を図ります。

## 3 計画期間

計画期間については、「尾張旭市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(第2期)」の計画期間と整合するため、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

## 4 計画の目標値(平成35年度)

実状を踏まえ、特定健康診査受診率は56%、特定保健指導実施率は45%、特定保健指導対象者の減少率は平成20年度比で27.3%とします。

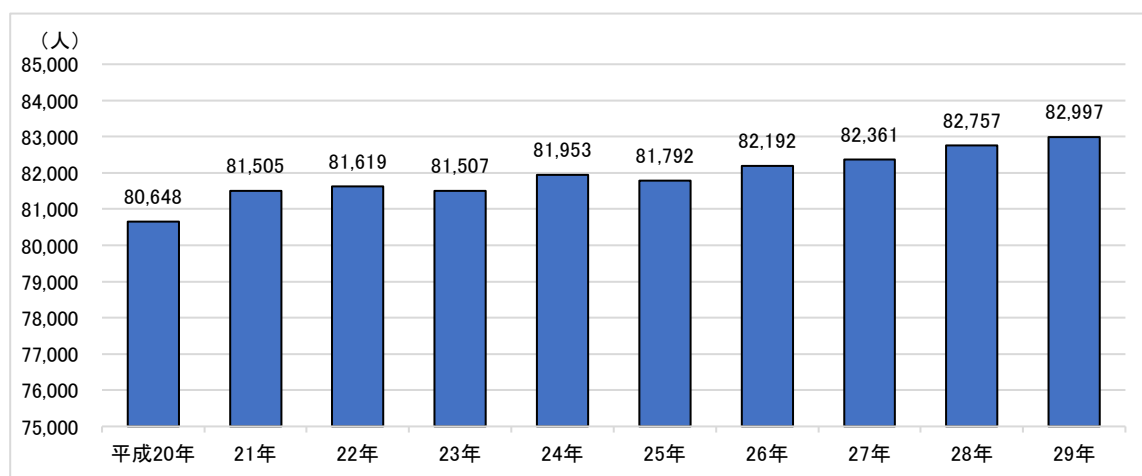
## 第2章 尾張旭市の現状

### 1 人口

尾張旭市の人口は、平成29年3月31日時点で82,997人となっており、増加傾向です。

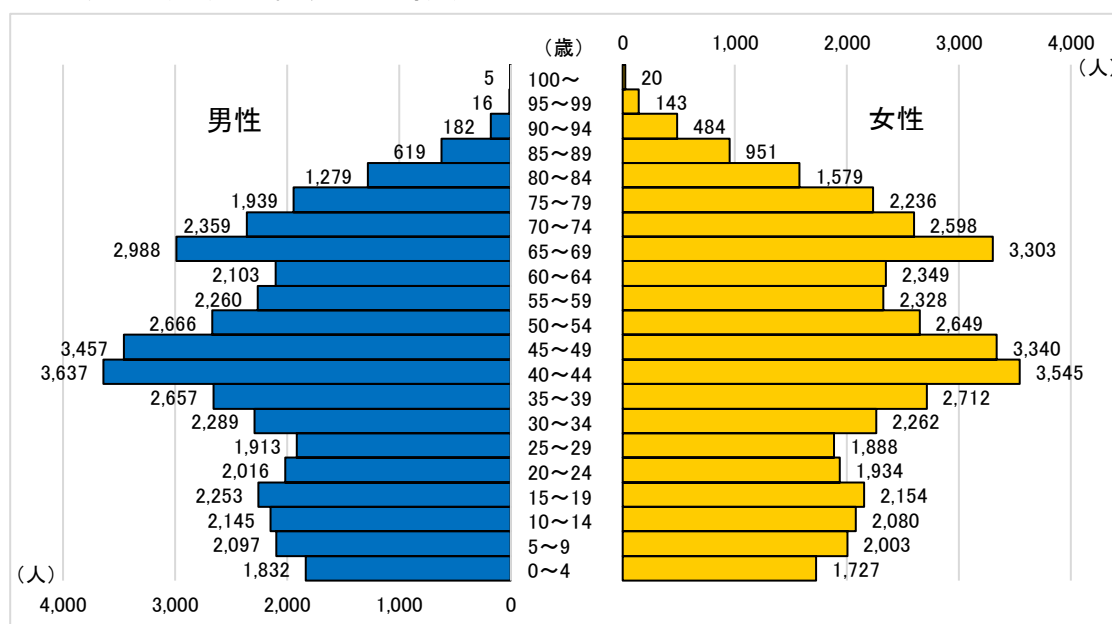
年齢構成を見ると、65歳から74歳までのいわゆる「団塊の世代」を含む年齢層と、その子ども世代である40歳代の年齢層が多く、20歳代以下の若い世代が少なくなっています。

人口の推移



出典:住民基本台帳(各年3月31日時点)

人口ピラミッド(平成29年3月31日時点)



出典:住民基本台帳

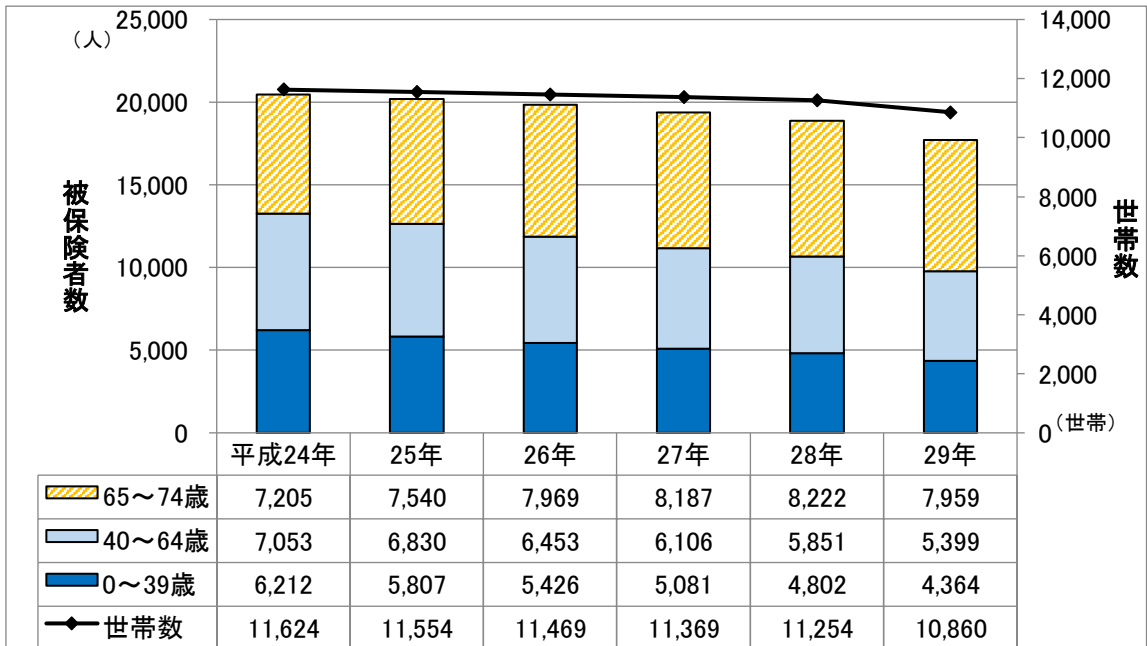
## 2 国民健康保険の現状

### (1) 加入状況

平成29年3月末時点での、国民健康保険被保険者数は17,722人、世帯数は10,860世帯で、被保険者数、世帯数とも年々減少しています。

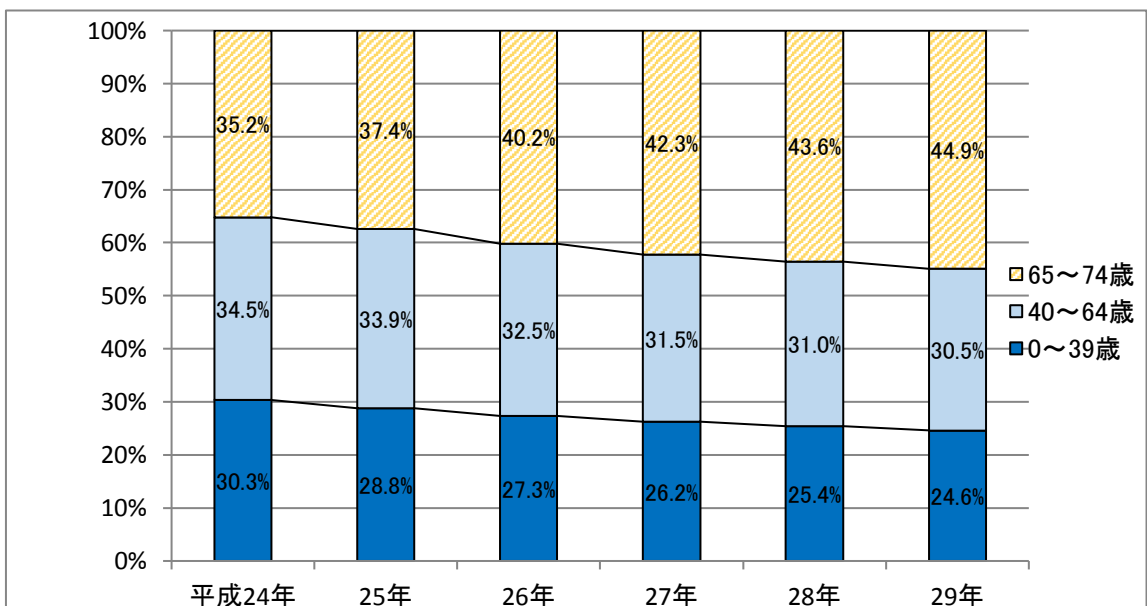
年齢区分別に見ると、65歳以下が特に減少しています。

被保険者数と世帯数の推移(各年3月31日時点)



出典: 保険医療課資料

被保険者の割合(年齢区分別 各年3月31日時点)



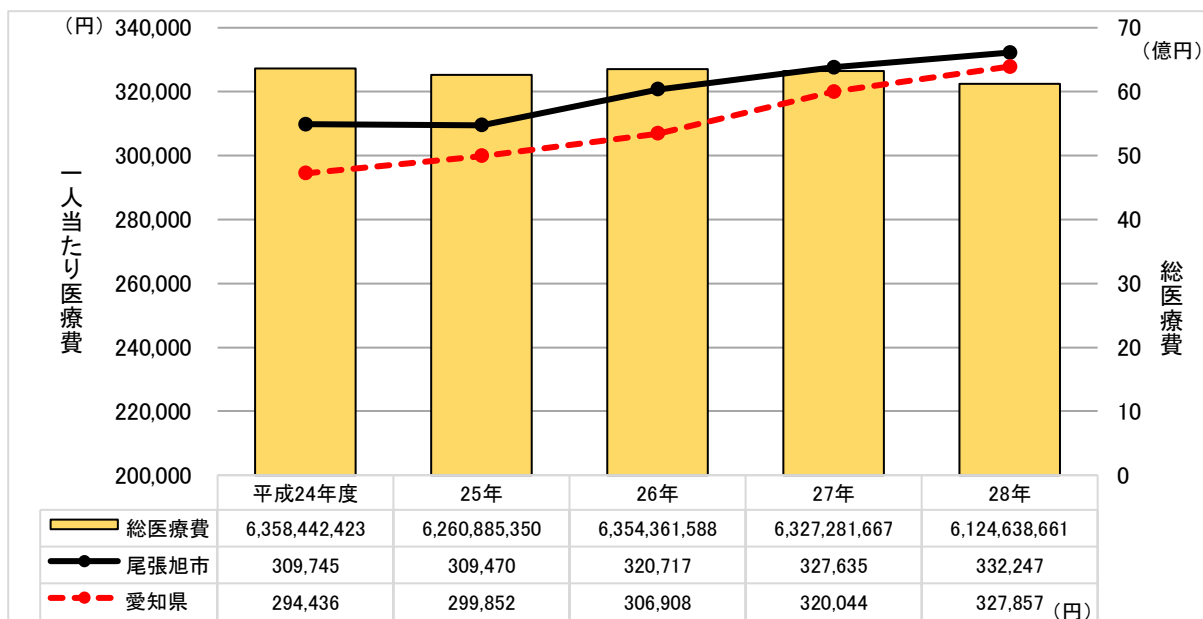
出典: 保険医療課資料

## (2) 総医療費と一人当たり医療費

平成28年度の国民健康保険の総医療費は61億2463万8661円で、平成26年度を境に減少しています。しかし、一人当たり医療費を見ると、高齢化の進展により、増加しています。

一人当たり医療費を愛知県と比較すると、本市の方が1.3%高くなっています。

医療費の推移



出典: 国民健康保険事業年報

国民健康保険事業調査(愛知県国民健康保険団体連合会)

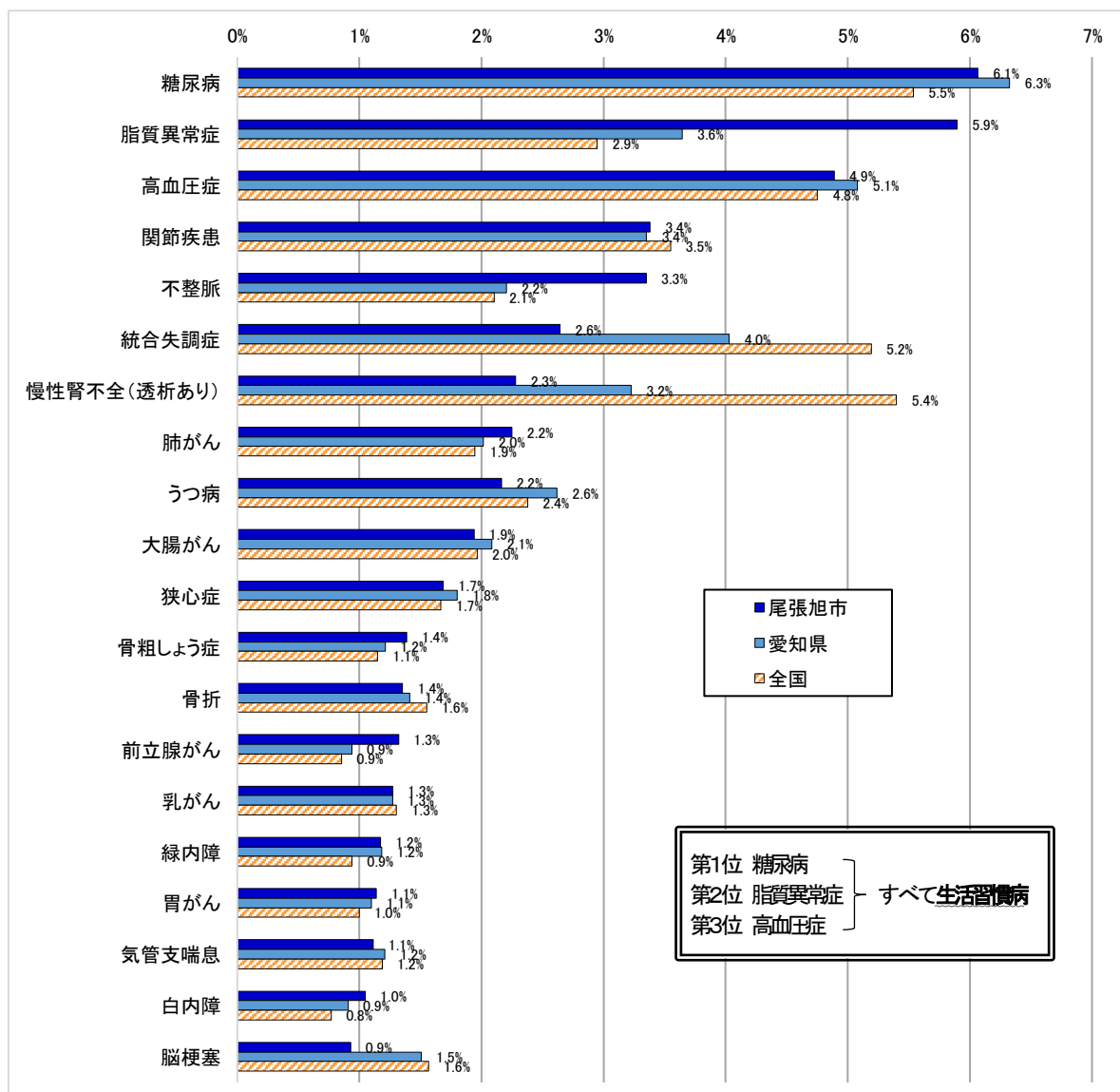
### (3) 医療費の内訳

総医療費の内訳を小分類で見ると、糖尿病、脂質異常症、高血圧症の順に多くなっており、上位3位まではすべて生活習慣病です。

全国・愛知県と比較して割合が高いものは、脂質異常症、不整脈、前立腺がん、割合が低いものは、統合失調症、慢性腎不全（透析あり）、脳梗塞です。

生活習慣病は、総医療費全体の20.8%を占めており、主なものには、糖尿病、脂質異常症、高血圧症があります。

総医療費の内訳(平成28年度 細小分類上位20疾患)



出典：国保データベース

本計画において、生活習慣病は下表の10疾患を指す。

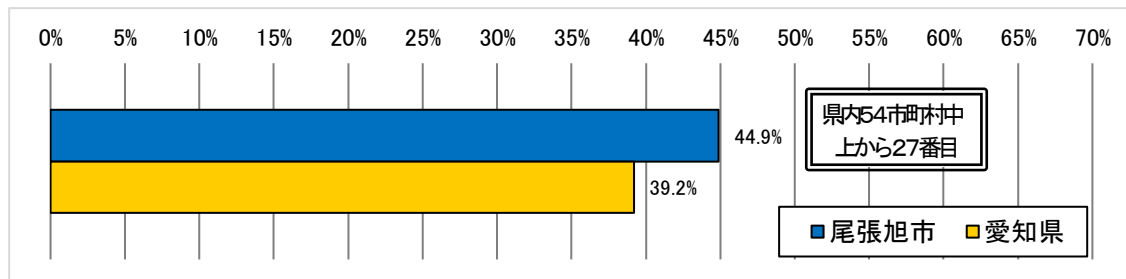
糖尿病	脂質異常症	高血圧症	狭心症	脳梗塞
脳出血	心筋梗塞	動脈硬化症	高尿酸血症	脂肪肝

#### (4) 特定健康診査の受診率

平成28年度の特定健康診査の受診率は44.9%で、愛知県平均を5.7ポイント上回っています。男女別に見ると、女性が高い割合です。

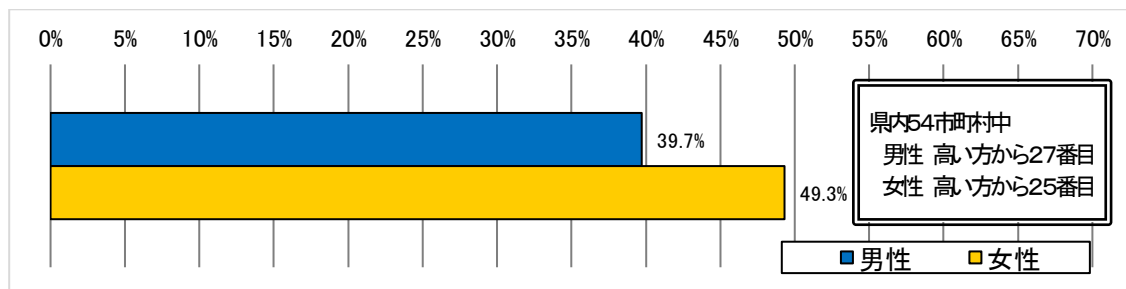
過去の推移を見ると、ここ5年間は横ばいになっています。

特定健康診査受診率(平成28年度)



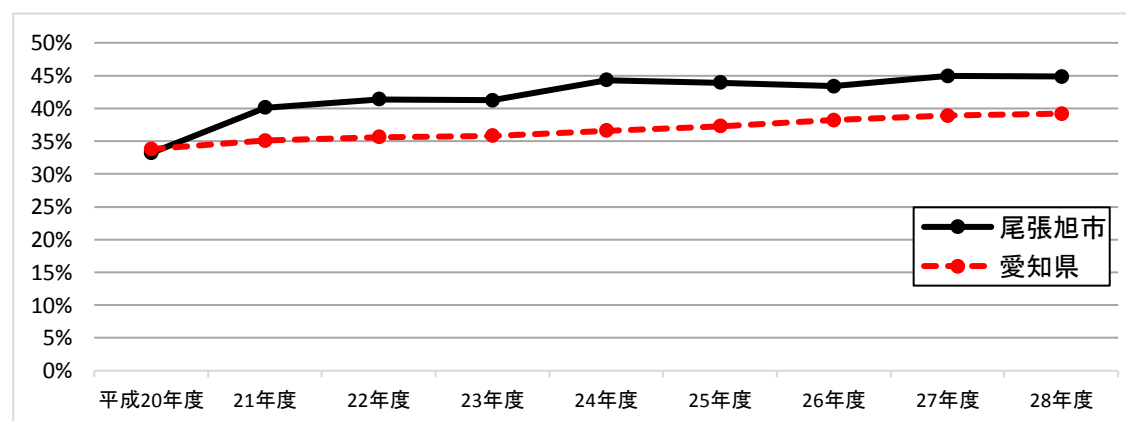
出典: 法定報告(尾張旭市)、AICube(愛知県)

特定健康診査受診率(平成28年度 性別)



出典: 法定報告(尾張旭市)、AICube(愛知県)

特定健康診査受診率の推移

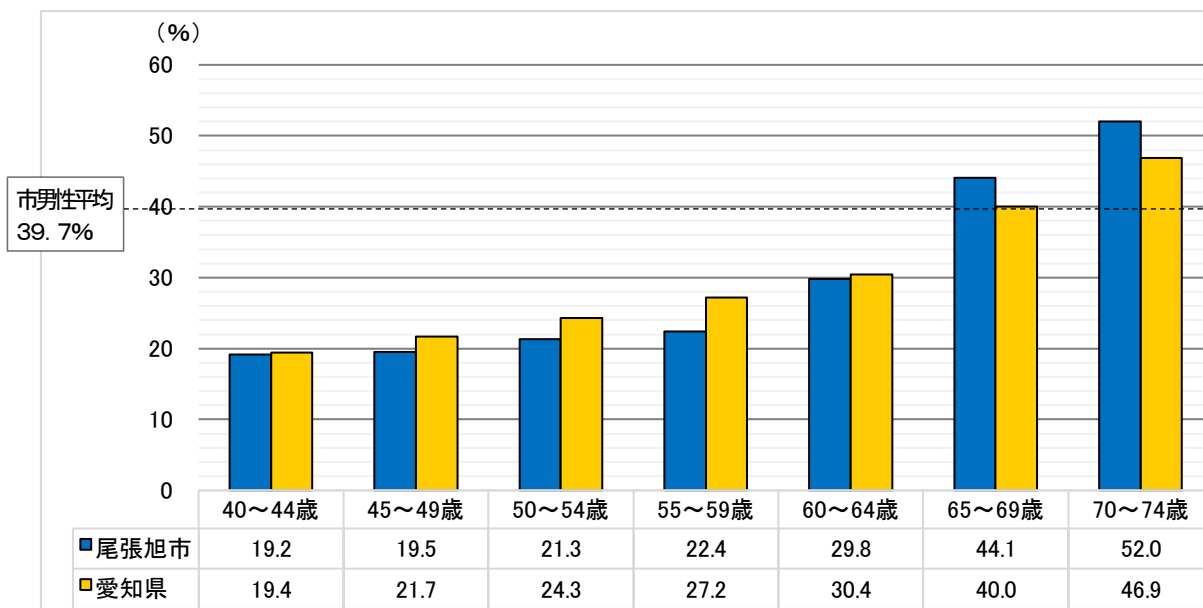


出典: 法定報告(尾張旭市)、AICube(愛知県)



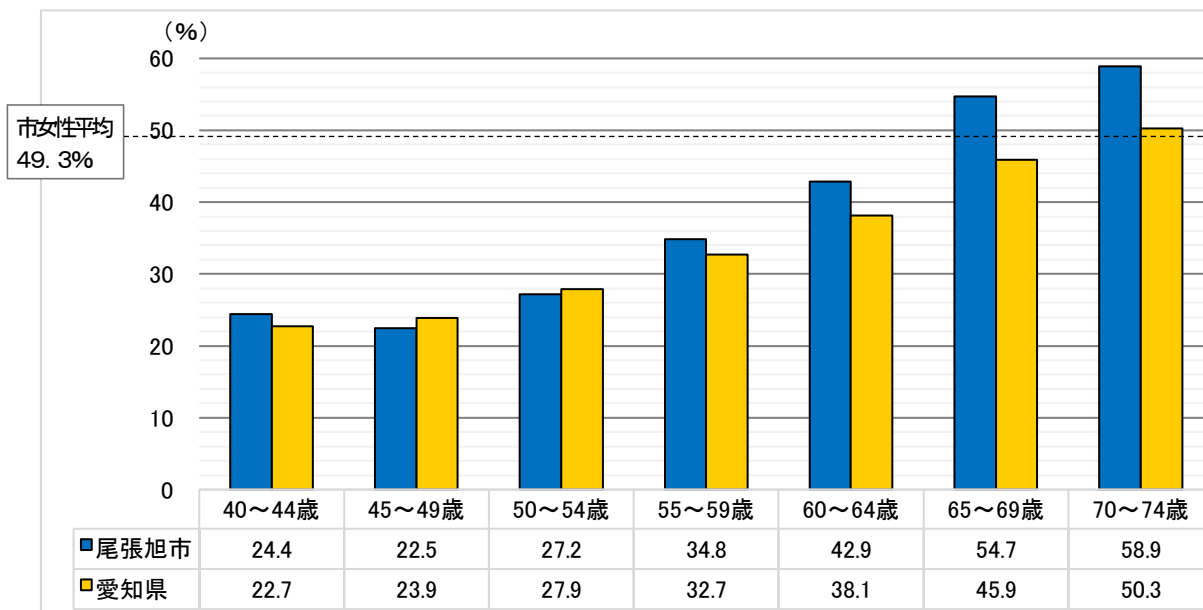
特定健康診査の受診率を年齢階層別に見ると、男女とも年齢が上がるにつれ、受診率が高くなっています。

特定健康診査受診率(平成28年度 年齢階層別 男性)



出典: AICube(男女別年齢階層別医療受診状況ごとの健診受診率)

特定健康診査受診率(平成28年度 年齢階層別 女性)



出典: AICube(男女別年齢階層別医療受診状況ごとの健診受診率)

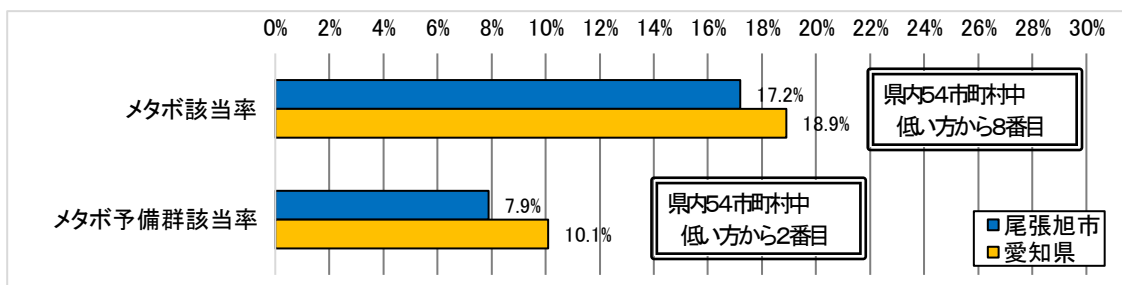
(5) メタボリックシンドローム・予備群該当者

メタボリックシンドローム・予備群該当者率を愛知県と比較すると、低い結果になり、比較的健康的といえます。

男女別に見ると、いずれも、男性が大きく上回っています。

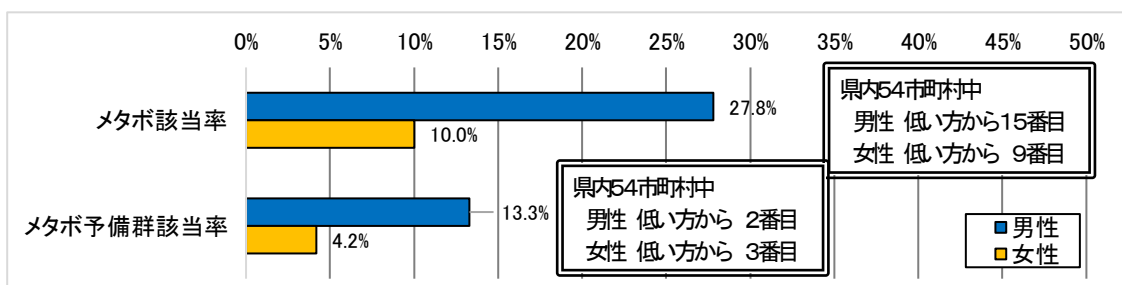
過去の推移を見ると、男性は少しずつ上昇しているが、女性はほぼ横ばいです。

メタボリックシンドローム・予備群該当者率(平成28年度)



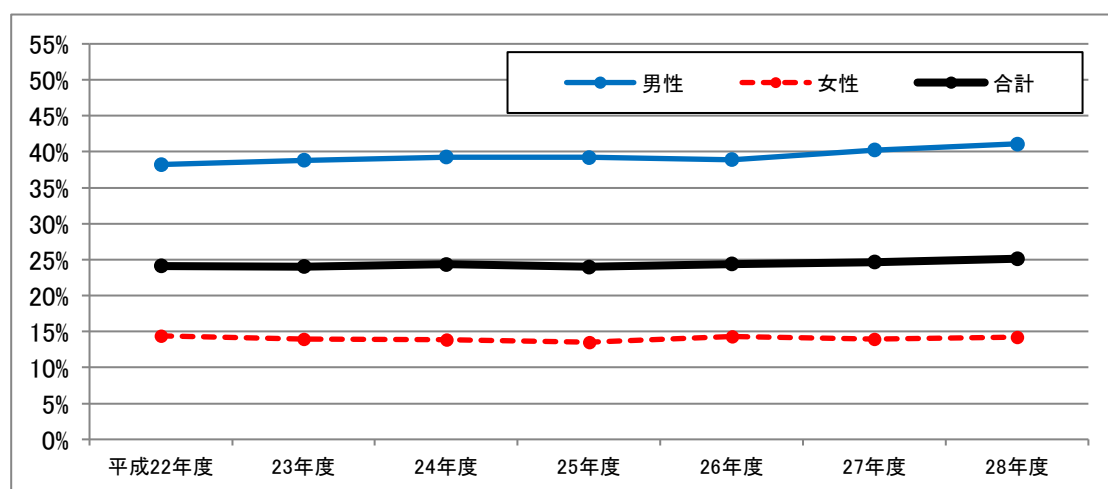
出典: 法定報告(尾張旭市)、AICube(愛知県)

メタボリックシンドローム・予備群該当者率(平成28年度 性別)



出典: 法定報告(尾張旭市)、AICube(愛知県)

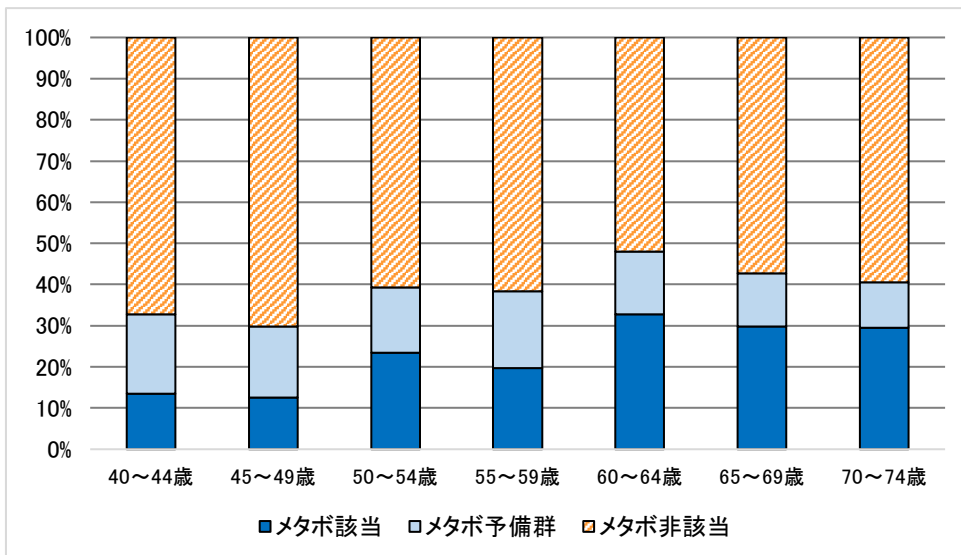
メタボリックシンドローム・予備群該当者率の推移



出典: 法定報告

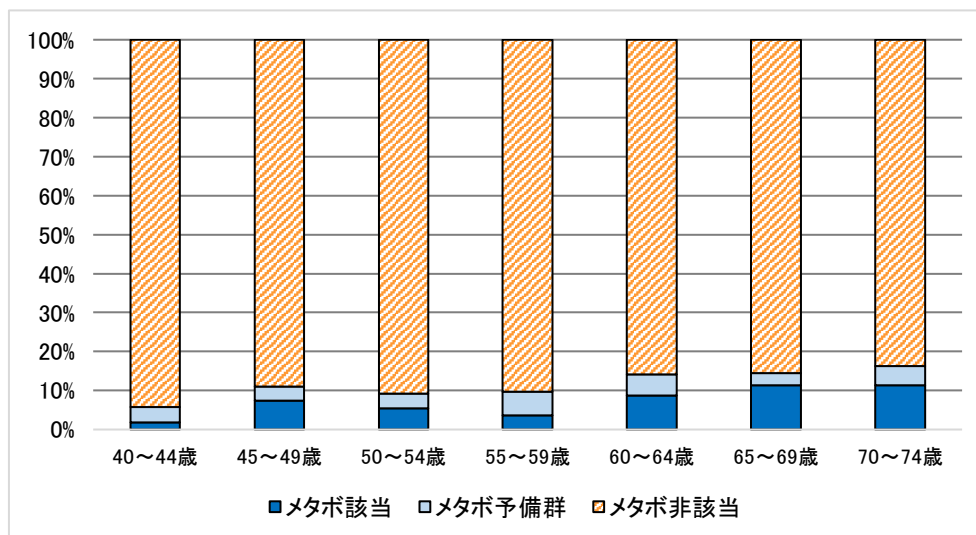
メタボリックシンドローム・予備群該当者率を年齢別にみると、男性は60歳から64歳までが最も割合が高くなっており、その後減少しています。女性は年齢が上がるにつれ、割合が高くなっています。

メタボリックシンドローム・予備群該当者率(平成28年度 男性)



出典: 法定報告

メタボリックシンドローム・予備群該当者率(平成28年度 女性)



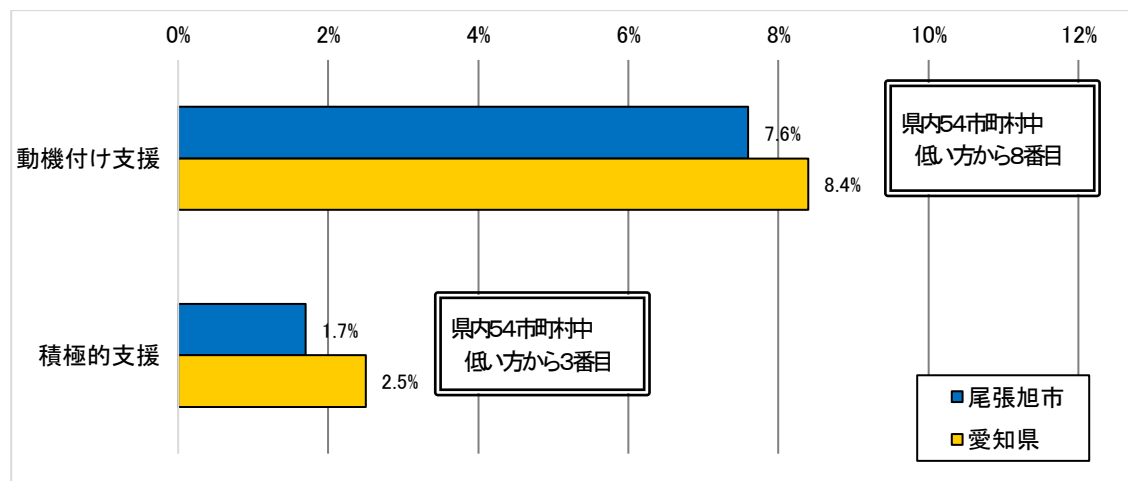
出典: 法定報告

## (6) 特定保健指導対象者率

動機付け支援、積極的支援とも、愛知県平均を下回っており、比較的健康的といえます。

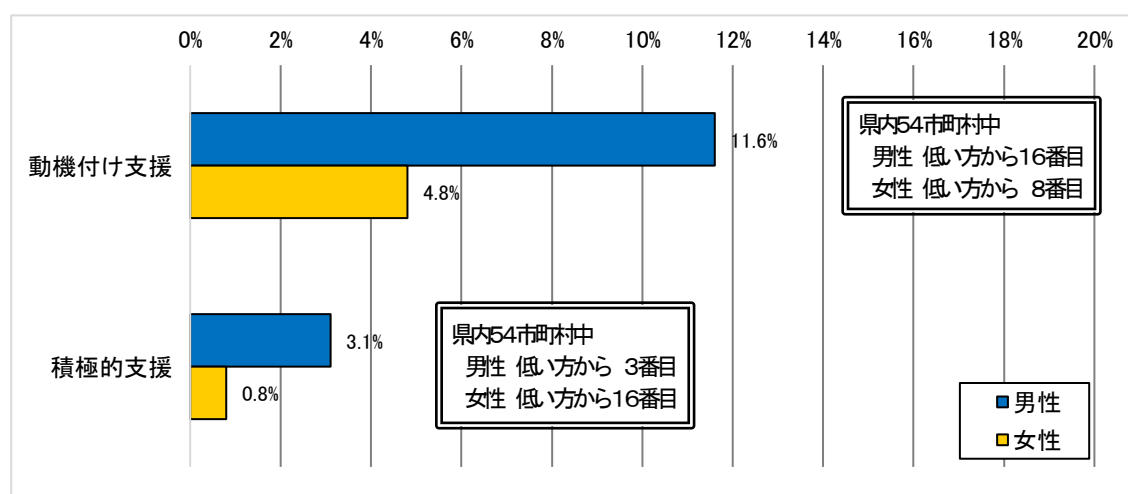
男女別に見ると、男性が高い割合になっています。

特定保健指導対象者率(平成28年度)



出典: 法定報告(尾張旭市)、AICube(愛知県)

特定保健指導対象者率(平成28年度 性別)



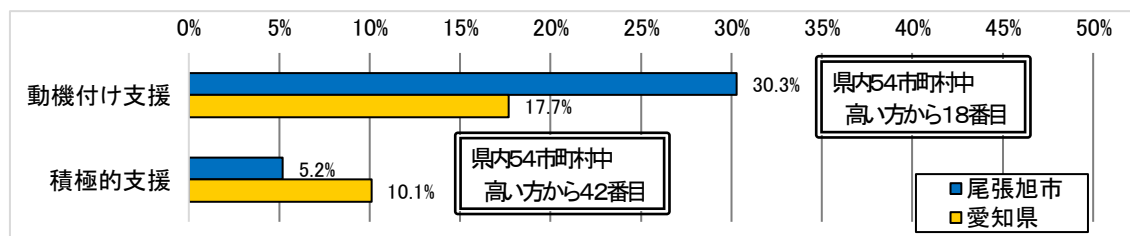
出典: 法定報告(尾張旭市)、AICube(愛知県)

### (7) 特定保健指導終了率

動機付け支援は愛知県平均を上回っているが、積極的支援は愛知県平均を下回っています。

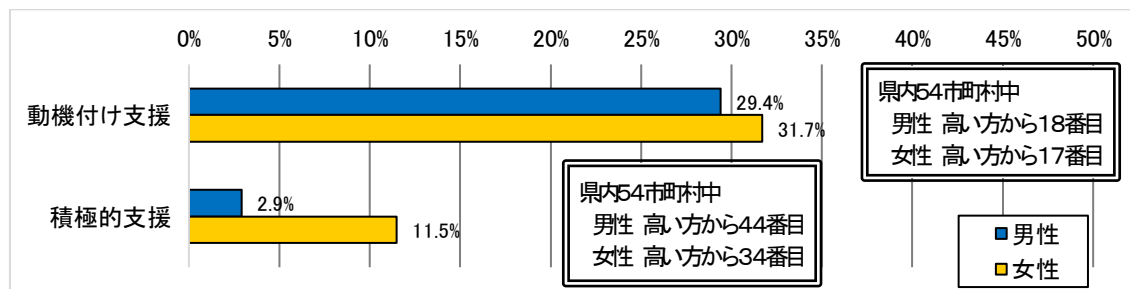
推移を見ると、動機付け支援はここ最近下がっており、積極的支援は対象者の割合が少ないため、年度によって増減の動きが大きくなっています。

特定保健指導終了率(平成28年度)



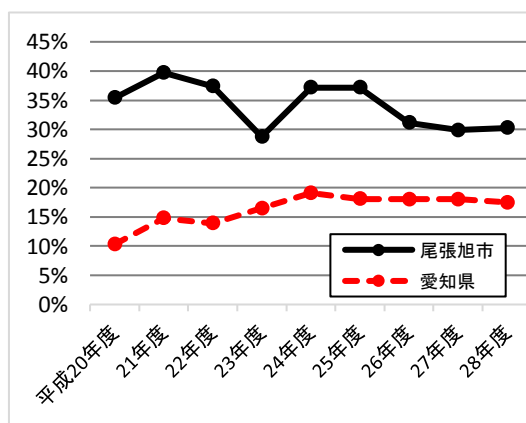
出典：法定報告(尾張旭市)、AICube(愛知県)

特定保健指導終了率(平成28年度 性別)



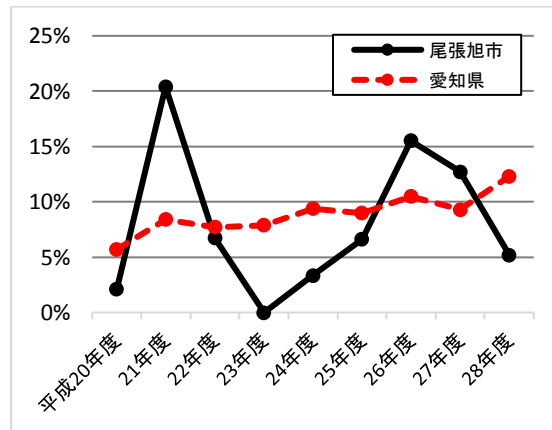
出典：法定報告(尾張旭市)、AICube(愛知県)

動機付け支援終了率の推移



出典：法定報告(尾張旭市)、AICube(愛知県)

積極的支援終了率の推移



出典：法定報告(尾張旭市)、AICube(愛知県)

(8) 第2期計画における結果及び課題

ア 特定健康診査

- 平成28年度の受診率は44.9%で、愛知県平均の39.2%を上回っています。
- 平成28年度の目標に対する達成率は79%で、下回っています。

受診率	25年度	26年度	27年度	28年度
目標	46.0%	49.5%	53.0%	56.5%
実績	43.9%	43.4%	45.0%	44.9%

- 数年間受診したことがない人が多くおり、健康診査の周知やより強力な受診勧奨が必要です。

イ 特定保健指導

- 平成28年度の実施率は25.7%で、愛知県平均の16.1%を上回っています。
- 平成28年度の目標に対する達成率は46%で、大幅に下回っています。

	実施率	25年度	26年度	27年度	28年度
動機付け支援	目標	43.0%	48.0%	53.0%	58.0%
	実績	37.2%	31.1%	29.9%	30.3%
積極的支援	目標	38.0%	41.0%	44.0%	47.0%
	実績	6.6%	15.5%	12.7%	5.2%
動機付け支援 積極的支援	目標	42.0%	46.5%	51.0%	55.5%
	実績	30.2%	28.1%	26.3%	25.7%

- 実施率向上のために、特定保健指導の必要性の意識づけが必要です。

## 第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

### 1 特定健康診査

#### (1) 基本的考え方

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものです。

#### (2) 実施方法

##### ア 対象者

尾張旭市国民健康保険加入者で、実施年度中に40歳から74歳となる者（妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。）

##### イ 実施場所

瀬戸旭医師会会員の各医療機関

（ただし、特定健康診査が実施可能な医療機関に限る。）

##### ウ 特定健康診査の項目

(ア) 特定健康診査の対象者全員が受ける基本的な健康診査（必須項目）

(イ) 以下の判定基準に該当する者のうち、医師が必要と認めた場合に実施する項目（詳細な健診）

##### A 心電図検査

当該年度の健診結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上若しくは拡張期血圧が90mmHg以上の者又は問診等において不整脈が疑われる者

##### B 眼底検査

当該年度の健診結果等において、①血圧又は②血糖が基準に該当した者

項目	基準
血圧	a 収縮期血圧 140mmHg以上 又は、b 拡張期血圧 90mmHg以上
血糖	a 空腹時血糖(随時血糖)126mg/dl以上 又は、b HbA1c(NGSP) 6.5%以上

##### C 貧血検査

貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

#### D 血清クレアチニン検査

当該年度の健診結果等において、①血圧又は②血糖が基準に該当した者

項目	基準
血圧	a 収縮期血圧 130mmHg以上 又は、b 拡張期血圧 85mmHg以上
血糖	a 空腹時血糖(随時血糖)100mg/dl以上 又は、b HbA1c(NGSP)5.6%以上

(ウ) 基本的な健康診査以外で必要に応じて実施する項目(追加健診)

#### <特定健康診査の検査項目一覧>

		本市の特定健康診査	
診察	質問(問診)		○
	計測	身長	○
		体重	○
		肥満度・標準体重	○
		腹囲	○
	理学的所見(身体診察)		○
血圧		○	
脂質	中性脂肪		○
	HDL-コレステロール		○
	LDL-コレステロール		○
肝機能	AST(GOT)		○
	ALT(GPT)		○
	γGT(γGTP)		○
代謝系	尿糖	半定量	○
	空腹時血糖(随時血糖※)		○
	HbA1c		○
	尿酸		(●)
血液一般	ヘマトクリット値		□(●)
	血色素測定		□(●)
	赤血球数		□(●)
尿・腎機能	尿蛋白	半定量	○
	血清クレアチニン		□(●)
心電図		□	
眼底検査		□	

○…基本的な健康診査(必須項目)

□…基準に該当し、医師が必要と認めた場合に実施する項目(詳細な健診)

●…基本的な健康診査以外で実施する項目(追加健診)

※やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、随時血糖により血糖検査を行うことを可とする。



## エ 実施時期

6月から10月まで（予定）

## オ 委託基準

### （ア）基本的な考え方

特定健康診査受診率向上を図るため、利用者の利便性に配慮した健康診査を実施します。また、精度管理が適切に行われるよう委託先における健診の質を確保することが不可欠です。

### （イ）具体的な基準

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」（厚生労働省）で示された基準を遵守します。また、契約期間は、1年とします。

### （ウ）委託方法・契約書の書式

国が示す委託契約の方法、標準的な契約書を参考にします。

## カ 特定健康診査実施機関

瀬戸旭医師会を委託先として実施します。

## キ 健康診査結果等の通知（説明）

### （ア）基本的な健康診査（必須項目）

A 健康診査結果（以下「健診結果」という。）及び健診結果が持つ意義等については、個別に通知はせず、受診した医療機関より直接受診者に説明することとします。

B LDLコレステロール、AST、ALT、 $\gamma$ -GT等の階層化に用いられない検査結果についても、保健指導判定値を超えている場合には、特定保健指導の際に、検査結果に応じて、その病態、生活習慣の改善をする上での留意点等をわかりやすく説明することとします。

C 特定保健指導の対象となった者については、各学会のガイドラインを踏まえ、医師の判断により、保健指導を優先して行い、効果が認められなかった場合に、必要に応じて、受診勧奨を行うこととします。

### （イ）基準に該当し、医師が必要と認めた場合に実施する項目（詳細な健診）

A 判断基準を踏まえた一定の基準の下、重症化の進展を早期にチェックするため、医師が必要と判断した場合は、詳細な健康診査として、心電図、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン検査を行うこととします。

B 健診機関は、基準を機械的に適用するのではなく、詳細な健康診査を行う必要性を個別に医師が判断することとし、その判断理由等を市に通知することとします。

(ウ) 基本的な健康診査以外で実施する項目（追加健診）

基本的な健康診査以外で実施する項目については、必要に応じて実施することから、健康意識の向上を図ることを考慮し、基本的な健康診査と同様、わかりやすく受診者に説明することとします。

ク 自己負担額

(ア) 基本的な健康診査（必須項目）

自己負担なし

(イ) 基準に該当し、医師が必要と認めた場合に実施する項目（詳細な健診）

心電図検査や眼底検査等が該当するが、自己負担なし

(ウ) 基本的な健康診査以外で実施する項目（追加健診）

自己負担なし

(3) 特定健康診査の年次別目標値

対象者は、特定健康診査の実施年度中に40～74歳となる尾張旭市国民健康保険加入者で、かつ当該実施年度の1年間を通じて加入している者（年度途中での加入・脱退等異動のない者）のうち、妊産婦等その他の厚生労働大臣が定める者を除いた者です。

（単位：人）

項目		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数	40歳～64歳	4,300	4,172	4,041	3,931	3,819	3,718
	65歳～74歳	7,350	7,184	7,088	7,121	6,927	6,487
	合計	11,650	11,356	11,129	11,052	10,746	10,205
目標受診率		46%	48%	50%	52%	54%	56%
受診者数	40歳～64歳	1,342	1,360	1,370	1,380	1,390	1,409
	65歳～74歳	4,013	4,091	4,198	4,367	4,412	4,303
	合計	5,355	5,451	5,568	5,747	5,802	5,712

(4) 特定健康診査の実績（法定報告数値）

（単位：人）

項目		25年度	26年度	27年度	28年度
対象者数	40歳～64歳	5,790	5,469	5,167	4,832
	65歳～74歳	7,700	7,891	7,927	7,653
	合計	13,490	13,360	13,094	12,485
目標受診率		46.0%	49.5%	53.0%	56.5%
受診者数	40歳～64歳	1,832	1,652	1,652	1,479
	65歳～74歳	4,095	4,143	4,234	4,122
	合計	5,927	5,795	5,886	5,601
受診率		43.9%	43.4%	45.0%	44.9%

## 2 特定保健指導の実施

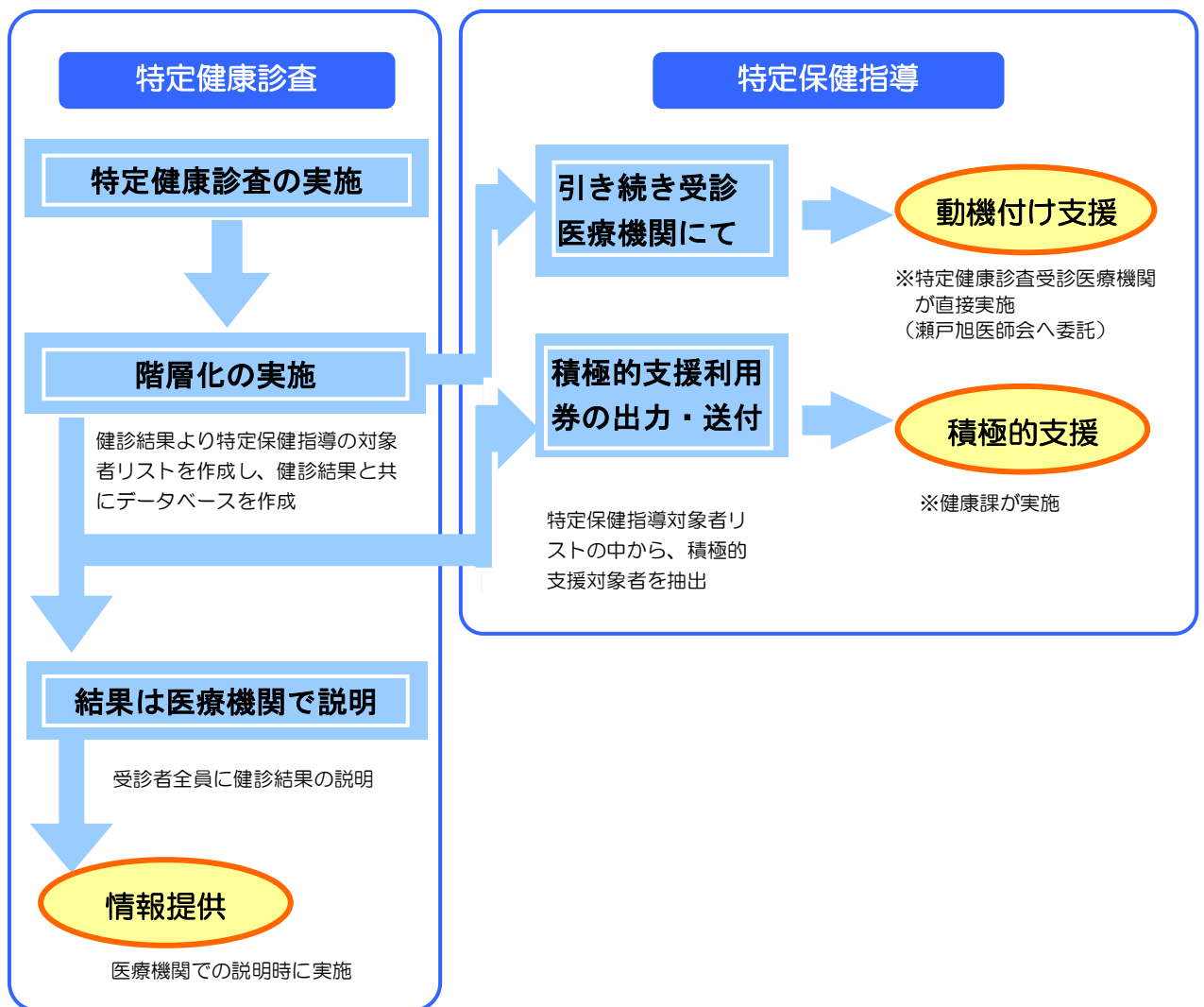
### (1) 基本的考え方

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものです。

### (2) 特定健康診査から特定保健指導までの流れ

特定健康診査から特定保健指導の実施までの流れについては、以下のとおりです。

【特定健康診査と特定保健指導の実施の流れ】



### (3) 実施方法

#### ア 実施場所

特定保健指導の実施場所は、「動機付け支援」については、特定健康診査を受診した医療機関とし、「積極的支援」については、健康課（尾張旭市保健福祉センター）とします。

#### イ 実施時期

特定健康診査実施後、特定保健指導対象者の選定及び階層化の終了後に実施します。

##### (ア) 動機付け支援

特定健康診査受診医療機関にて、健診結果説明時に実施。

##### (イ) 積極的支援

健康課が定期的又は対象者の都合に合わせて実施。

#### ウ 委託基準

##### (ア) 基本的な考え方

メタボリックシンドロームのリスクを有する者に対して、個人のニーズに基づいた生活習慣の改善を支援する保健指導の提供体制を有することと、将来的には、保健指導の量の確保と質の高い保健指導の実現を目指します。

##### (イ) 具体的な基準

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」で示された基準を遵守します。また、契約期間は、1年とします。

##### (ウ) 委託方法・契約書書式

国が示す委託契約の方法、標準的な契約書を参考にします。

#### エ 特定保健指導実施機関

##### (ア) 動機付け支援

瀬戸旭医師会を委託先として実施します。

##### (イ) 積極的支援

健康課（尾張旭市保健福祉センター）が実施します。

#### オ 自己負担額

##### (ア) 動機付け支援

自己負担なし

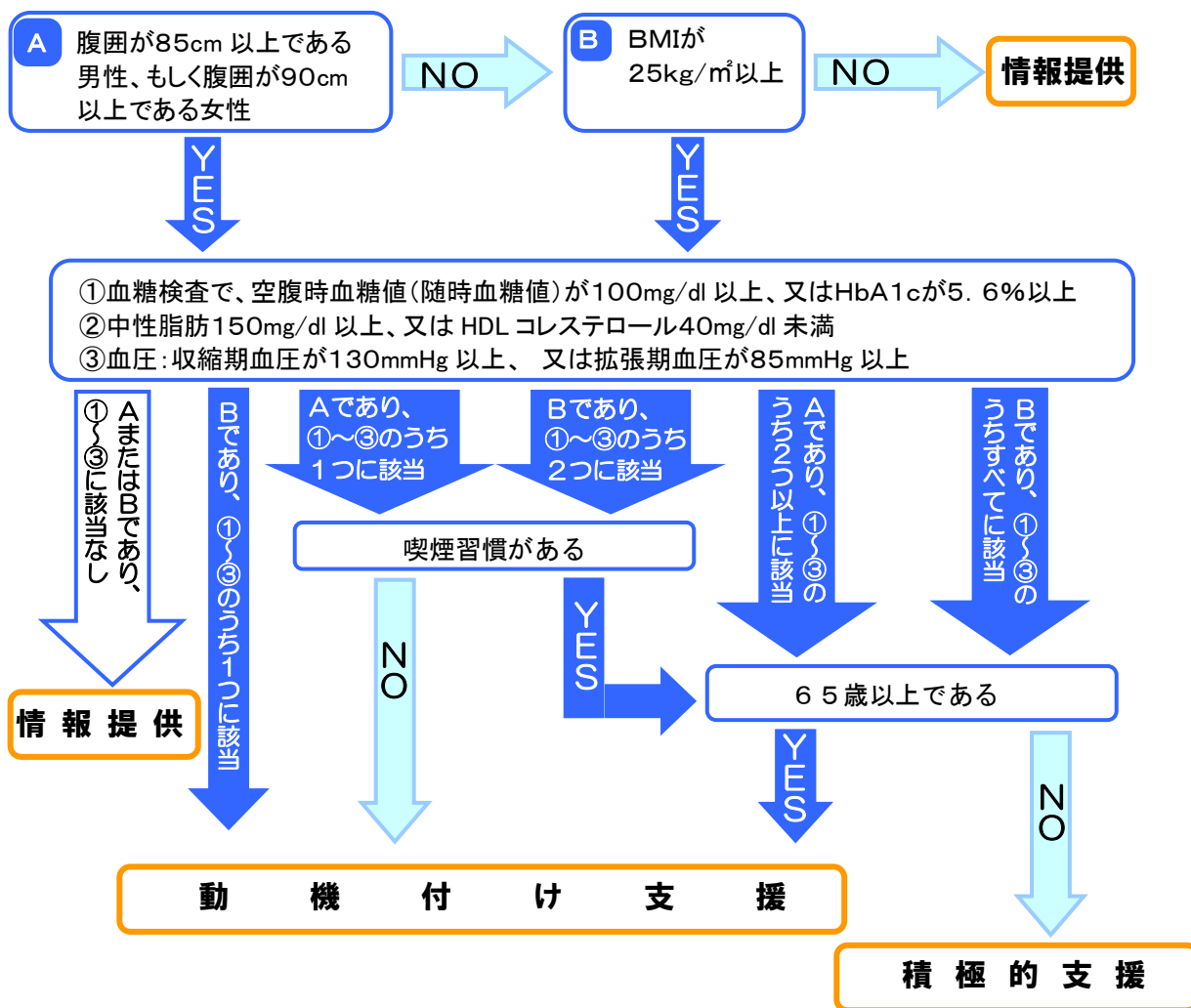
##### (イ) 積極的支援

自己負担なし（ただし、栄養調理実習にかかる実費を除く。）

(4) 特定保健指導対象者の抽出方法

特定保健指導対象者の選定と階層化の流れについては、以下のとおりです。  
 (「標準的な健診・保健指導プログラム」(厚生労働省)を遵守する。)

【特定保健指導対象者の選定と階層化の流れ】



なお、血圧高値、脂質異常又は血糖高値の治療に係る薬剤を服用している者は、特定保健指導の対象にならない。

(5) 支援レベル別の保健指導実施内容

保健指導 レベル	実施時期及び期間	標準的な保健指導の実施内容
情報提供	<p>● 特定健康診査受診後、受診医療機関で6月から実施</p>	<p>● 受診者全員を対象に、健診結果に合わせて、自らの身体状況や生活習慣を見直すきっかけとなるような情報を提供する。</p>
動機付け 支援	<p>● 特定健康診査受診後、受診医療機関で6月から実施</p> <p>&lt;実施期限&gt;</p> <p>初回面接: 11月末</p> <p>評価: 翌年度5月末</p>	<p>● 原則1回の面接による支援を行い、3か月後に評価する。</p> <p>面接支援は、1人20分以上の個別支援か、1グループ(おおむね8人以下)おおむね80分以上のグループ支援とし、医療機関が調整する。</p>
積極的 支援	<p>● 特定健康診査受診後の8月以降、3か月以上継続的に支援する。</p> <p>&lt;実施期限&gt;</p> <p>初回面接: 1月末</p>	<p>● 初回は面接で、集団又は個別支援を実施する。その後、3か月以上の継続的な集団指導及び個別指導を行い、継続的な支援後に評価する。</p> <p>(医師・管理栄養士・運動指導士・保健師が、健康づくりを応援)</p>

(6) 特定保健指導の年次別目標値

ア 動機付け支援

(単位：人)

項 目		30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
対象者数	40 歳～64 歳	74	72	70	66	65	62
	65 歳～74 歳	325	323	327	332	326	314
	合 計	399	395	397	398	391	376
目標実施率		33.6%	36.5%	39.0%	42.2%	45.0%	48.1%
実施者数	40 歳～64 歳	25	26	27	28	29	30
	65 歳～74 歳	109	118	128	140	147	151
	合 計	134	144	155	168	176	181

イ 積極的支援

(単位：人)

項 目		30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
対象者数	40 歳～64 歳	83	83	82	83	82	82
	65 歳～74 歳						
	合 計	83	83	82	83	82	82
目標実施率		13.2%	16.9%	20.7%	22.9%	26.8%	30.6%
実施者数	40 歳～64 歳	11	14	17	19	22	25
	65 歳～74 歳						
	合 計	11	14	17	19	22	25

ウ 動機付け支援・積極的支援

(単位：人)

項 目		30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
対象者数	40 歳～64 歳	157	155	152	149	147	144
	65 歳～74 歳	325	323	327	332	326	314
	合 計	482	478	479	481	473	458
目標実施率		30%	33%	35%	39%	42%	45%
実施者数	40 歳～64 歳	36	40	44	47	51	55
	65 歳～74 歳	109	118	128	140	147	151
	合 計	145	158	172	187	198	206

(参考) 特定保健指導の実績 (法定報告数値)

動機付け支援

(単位：人)

項 目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
対象者数	40 歳～64 歳	97	86	84	85
	65 歳～74 歳	312	338	338	341
	合 計	409	424	422	426
目標実施率		43.0%	48.0%	53.0%	58.0%
実施者数	40 歳～64 歳	29	27	30	19
	65 歳～74 歳	123	105	96	110
	合 計	152	132	126	129
実施率		37.2%	31.1%	29.9%	30.3%

積極的支援

(単位：人)

項 目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
対象者数	40 歳～64 歳	121	103	110	96
	65 歳～74 歳				
	合 計	121	103	110	96
目標実施率		38.0%	41.0%	44.0%	47.0%
実施者数	40 歳～64 歳	8	16	14	5
	65 歳～74 歳				
	合 計	8	16	14	5
実施率		6.6%	15.5%	12.7%	5.2%

動機付け支援・積極的支援

(単位：人)

項 目		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
対象者数	40 歳～64 歳	218	189	194	181
	65 歳～74 歳	312	338	338	341
	合 計	530	527	532	522
目標実施率		42.0%	46.5%	51.0%	55.5%
実施者数	40 歳～64 歳	37	43	44	24
	65 歳～74 歳	123	105	96	110
	合 計	160	148	140	134
実施率		30.2%	28.1%	26.3%	25.7%



### 3 周知・案内方法

#### (1) 特定健康診査の周知・案内方法

- 5月下旬、「健康診査のお知らせ」を全戸に配布し、市ホームページでも周知します。
- 5月下旬、「健康診査のお知らせ・受診券」を対象者全員に対して配布します。
- 年度途中での国保加入者に適宜「特定健康診査のお知らせ・受診券」を送付します。
- 実施期間中、未受診者に対して、受診勧奨はがきの送付等の受診勧奨を行います。

#### (2) 特定保健指導の案内方法

##### ア 情報提供

- 特定健康診査受診医療機関において、健診結果説明時に随時、対象者個人に合わせた情報を提供します。

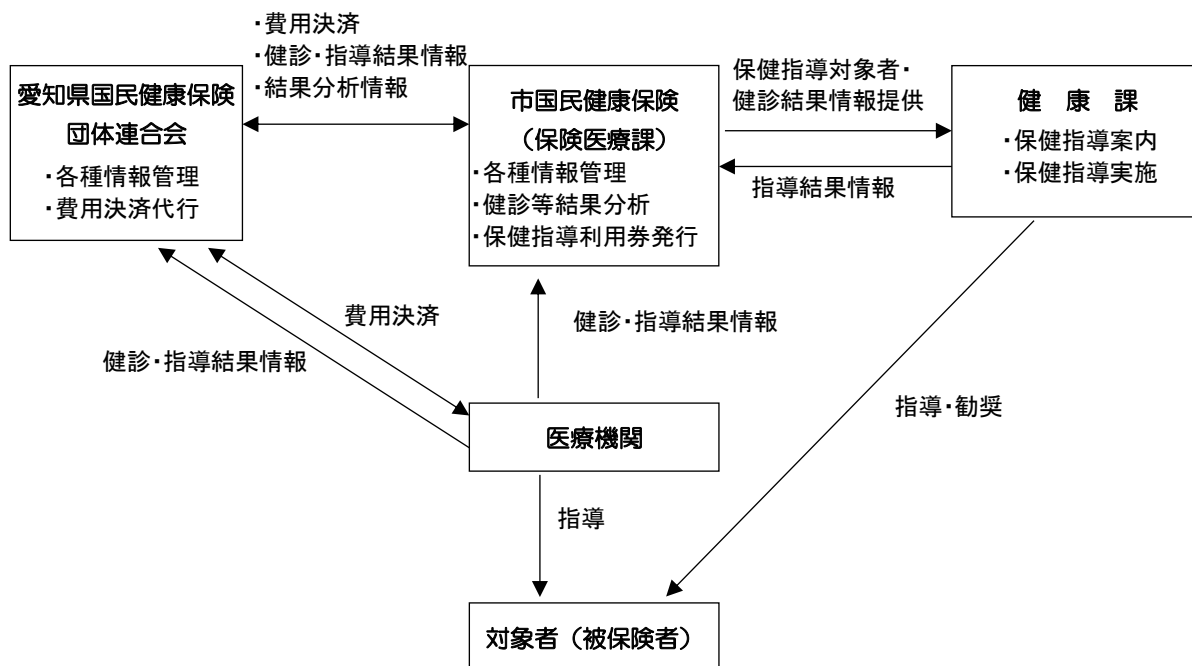
##### イ 動機付け支援

- 特定健康診査受診医療機関において、健診結果通知説明時に合わせて対象者に対して実施します。
- 面接に来所しなかった対象者については、電話等で勧奨します。

##### ウ 積極的支援

- 特定健康診査受診医療機関において、健診結果通知説明時に合わせて対象者にリーフレットを配布し、案内・勧奨します。
- 保険医療課より対象者に案内及び利用券を送付します。
- 面接に来所しなかった対象者については、健康課及び保険医療課より訪問及び電話で勧奨します。

## 4 各機関との連携



## 5 年間スケジュール

	当該年度		翌年度
4月	・健診機関との契約 ・健診対象者の抽出	・保健指導機関との契約	
5月	・受診券の発送		・実施率等の実績算出 ・実績報告(国・県)
6月	<特定健康診査の開始>	<特定保健指導の開始>	・実績の分析
7月	・健診結果の受領 ・費用決済	・保健指導対象者の抽出 ・利用券の発行(積極的支援)	
8月	・未受診者への勧奨		
9月		・指導結果の受領 ・費用決済	・法定報告(前年度分)
10月	<特定健康診査の終了>		・実施計画の見直し
11月			
12月			
1月		<特定保健指導(初回)の終了>	
2月			
3月	・契約手続き 実施時期、実施機関、委託料の調整	・契約手続き	

## 第4章 個人情報保護

### 1 データの受領・管理

特定健康診査・特定保健指導の費用の支払い及びデータの管理・保存に関し、代行機関として愛知県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に事務委託し、特定健康診査・特定保健指導の実施機関から提出されたデータは、国保連の特定健診等データ管理システムにおいて管理・保存を行います。

事業主健診等他の健診受診者の結果データは、受診者（被保険者）本人から紙又は磁気データで受領することとします。

### 2 データの保存体制

特定健康診査・特定保健指導の記録・データの保存期間は、5年とします。

国保連の特定健診等データ管理システムに保存されたデータは、特定健診等データ管理システム用端末と専用回線で接続し、確認・データの出力等を行います。操作可能な職員については、あらかじめ決められた職員とし、パスワードで管理するものとします。

### 3 具体的な個人情報保護とデータの利活用の方法

個人情報の取扱いについては、尾張旭市個人情報保護条例（平成15年3月28日条例第5号）、尾張旭市個人情報保護規則（平成15年5月23日規則第22号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を遵守します。

特定健康診査及び特定保健指導のデータ管理については、尾張旭市情報セキュリティ基本規程（平成25年3月12日訓令第1号）を遵守し、データ保存年限は、5年間とします。

特定健康診査及び特定保健指導のデータ管理を外部委託する場合は、「標準的な健診・保健指導プログラム」の基準を遵守する契約を締結します。

特定健康診査及び特定保健指導のデータを県等に提出する場合には、特定の個人を識別できる情報を外し、連結不可能な匿名化したデータを作成します。

## 第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

### 1 公表・周知の方法

特定健康診査等実施計画については、本市のホームページで公表します。また、計画に変更が生じた場合においても公表することとします。

### 2 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発方法

特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発については、概要パンフレットの配布やポスターの掲示等を行うとともに、市ホームページに掲載するほか、市の広報誌に記事を掲載し、普及啓発に努めます。

## 第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

### 1 評価

#### (1) 特定健康診査・特定保健指導の実施率

年次別目標値については、第3章を参照。(特定健康診査は16ページ、特定保健指導は21ページにそれぞれ記載)

#### (2) 特定保健指導対象者の減少率

平成20年度実施分と平成35年度実施分の特定健康診査実績報告等から評価を行います。

実施年度	20年実績	24年実績	28年実績	35年目標
特定健康診査受診者数(人)	4,132	5,891	5,601	5,712
特定保健指導対象者数(人)	454	513	522	458
特定保健指導対象者割合(減少率)	11.0%	8.7%	9.3%	8.0%(27.3%)

#### (3) 評価の時期

評価は、毎年度実施します。

なお、最終的な評価は平成35年度以降に実施することになるため、次期計画策定のため、平成35年度中に仮評価を実施します。

### 2 見直し

市(尾張旭市国民健康保険)が、実施計画の目標値と実績値を比較・評価し、進捗状況の管理を行うことで事業が順調に推進されているのかを確認します。

健診実施機関からの意見聴取、特定健康診査・特定保健指導の実績集計の分析等を通して、委託先である瀬戸旭医師会及び健康課と協議し、必要に応じて事業を見直すこととします。

## 第7章 その他

### 1 他の健診等との連携

#### (1) がん検診

特定健康診査の対象者と完全に一致していないが、受診者の利便性やがん検診の受診率の確保を図るため、対応できる健診機関では特定健康診査とがん検診を同時実施できるよう健康課と連携し、健診委託先と調整を図っていくものとし、また、特定健康診査及びがん検診の受診券・受診案内を一括で送付する等、受診率向上に向けて協働していきます。

#### (2) 後期高齢者医療健康診査

75歳以上の市民に対しては、愛知県後期高齢者医療広域連合が保健事業として後期高齢者医療健康診査を実施することとなっています。健診事務を市町村に委託した場合は、なるべく健診の実施期間及び実施医療機関を特定健康診査と同一になるよう健診委託先と調整を図っていきます。

### 2 人材育成

特定保健指導を確実に効果的に実施するために、国保連等が実施する研修を受講し、事業の企画・評価及び保健指導の知識・技術の向上に努めます。

### 3 特定健康診査等実施計画の改訂

計画期間の終了等に伴い、特定健康診査等実施計画の改訂を行う場合は、尾張旭市国民健康保険運営協議会に協議することとします。



尾張旭市国民健康保険 特定健康診査等実施計画

第3期

2018年度～2023年度（平成30年度～平成35年度）

発行：尾張旭市 健康福祉部 保険医療課

〒488-8666

愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1

TEL：0561-53-2111（代表）

発行年月日 平成30年3月